

特定施設（騒音）設置届出書について（参考）

1 届出が必要な特定施設（騒音）

1 金属加工機械 イ：圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のもの限定） ロ：製管機械 ハ：ベンディングマシン（ロール式で原動機の定格出力が3.75KW以上のもの限定） ニ：液圧プレス（矯正プレスを除く） ホ：機械プレス（呼び加圧能力が294kN以上のもの限定） ヘ：せん断機（原動機の定格出力が3.75kW以上のもの限定） ト：鍛造機 チ：ワイヤーフォーミングマシン リ：プラスト（タンブラスト以外のもので、密閉式は除く） ヌ：タンブラー ル：切断機（といしを用いるもの限定）
2 空気圧縮機および送風機（原動機の定格出力が7.5KW以上のもの限定）
3 土石用または鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるいおよび分級機 （原動機の定格出力が7.5KW以上のもの限定）
4 織機（原動機を用いるものに限る）
5 建設用資材製造機械 イ：コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のもの限定） ロ：アスファルトプラント（混練機の混練容量が200kg以上のもの限定）
6 穀物用製粉機（ロール式のもので、原動機の定格出力が7.5kW以上のもの限定）
7 木材加工機 イ：ドラムバーカー ロ：チップパー（原動機の定格出力が2.25kW以上のもの限定） ハ：碎木機 ニ：帯のご盤（製材用のものは原動機の定格出力が1.5kW以上のもの限定。木工用のものは、原動機の定格出力が2.25KW以上のもの限定） ホ：丸のご盤（ニ：帯のご盤と同様条件） ヘ：かんな盤（原動機の定格出力が2.25kW以上のもの限定）
8 抄紙機
9 印刷機械（原動機を用いるものに限る）
10 合成樹脂用射出成形機
11 鋳造型機（シヨルト式のものに限る）

※騒音規制法第2条第1項に基づき騒音規制法施行令第1条（別表第1）に規定

2 工場等騒音の規制基準

時間帯の区分 区域の区分	朝	昼間	夕	夜間
	午前6時～午前8時 時まで	午前8時～午後6時 時まで	午後6時～午後10時 時まで	午後10時～翌日 午前6時まで
第1種区域	45	50	45	40
第2種区域	50	55	50	45
第3種区域	60	65	65	55
第4種区域	65	70	70	60

※騒音規制法第4条第1項に基づく近江八幡市の告示

※区域は環境課にある図面をご確認ください。

3 特定施設の届出と注意事項

届出種類	根拠 条例	届出時期	事 例	様式	添付資料
設置届	騒規法 6条1項	工事着手日 の30日以前	特定施設の設置	騒規法施行 規則様式1	①付近の見取図 ②配置図（平面図） ③騒音防止の方法 （当市様式） ④使用する施設の 構造概要図（カタログ や写真で代用可）
使用届	騒規法 7条1項	地域が追加指定 された日から 30日以内	法の改正により、特定施 設、指定地域の追加がさ れた場合	騒規法施行 規則様式2	①付近の見取図 ②配置図（平面図） ③騒音防止の方法 （当市様式） ④使用する施設の 構造概要図（カタログ や写真で代用可）
種類ごとの 数の変更届	騒規法 8条1項	工事着手日 の30日以前	特定施設の種類ごとに直 近の届出数の2倍を超える 増加	騒規法施行 規則様式3	①付近の見取図 ②配置図（平面図） ③騒音防止の方法 （当市様式） ④増加する施設の 構造概要図（カタログ や写真で代用可）
騒音の防止 の方法変更 届	騒規法 8条1項	工事着手日 の30日以前	騒音の防止の方法の変更 （発生する騒音が増加す る場合）	騒規法施行 規則様式4	騒音防止の方法（当 市様式）
氏名等 変更届	騒規法 10条	変更した日から 30日以内	氏名、名称、住所 所在地等の変更	騒規法施行 規則様式6	不要
使用 全廃届	騒規法 10条	廃止した日から 30日以内	特定施設の全廃	騒規法施行 規則様式7	不要
承継届	騒規法 11条3項	承継した日から 30日以内	特定施設を譲り受けもし くは借り受け、または相 続もしくは合併により届 出者の地位を継承	騒規法施行 規則様式8	不要